

宮 城 地 方 最 低 賃 金 審 議 会  
宮城県自動車小売業最低賃金専門部会（第1回）議事要旨

開 催 日 時	令和4年9月29日（木） 午後2時00分 ～ 午後4時10分
出 席 状 況	公益を代表する委員      出席3名      定数3名
	労働者を代表する委員      出席2名      定数3名
	使用者を代表する委員      出席3名      定数3名
主 要 議 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>（1）部会長及び部会長代理の選出について</li> <li>（2）宮城県自動車小売業最低賃金専門部会運営規程について</li> <li>（3）宮城県自動車小売業最低賃金専門部会の公開について</li> <li>（4）最低賃金法第25条に係る関係者からの意見聴取の取扱いについて</li> <li>（5）関係資料の説明について</li> <li>（6）金額審議に当たっての労使の基本的な主張について</li> <li>（7）金額審議について</li> <li>（8）その他</li> </ul>
議 事 要 旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>（1）部会長及び部会長代理の選出について 部会長に熊谷委員、部会長代理に柳井委員が選出された。</li> <li>（2）宮城県自動車小売業最低賃金専門部会運営規程について 案のとおりとすること、施行年月日は本年9月29日とすることで、了承された。</li> <li>（3）宮城県自動車小売業最低賃金専門部会の公開について 金額審議と議決に関する部分は非公開とし、代わりに議事要旨を作成することとした。審議資料は、原則公開とした。</li> <li>（4）最低賃金法第25条に係る関係者からの意見聴取の取扱いについて 最低賃金法第25条第5項に係る意見の提出は、なかった旨報告された。 また、最低賃金法第25条第6項に係る関係者からの意見聴取は、審議の過程で必要と認めた場合は、その時判断することとされた。</li> <li>（5）関係資料の説明について 資料に基づき、説明がなされた。</li> <li>（6）金額審議に当たっての労使の基本的な主張について 労働者代表委員より、「自動車産業は世界的な減産、原材料不足等により、国内においても新車の供給が追いつかない状況が続いている。一方各メーカーの新型車販売により需要が増えている。新車供給不足により中古車需要も好調で、オークションでは前年同時期と比べ3割高など歴史的な高値となっている。需要があるということは、収益も需要に比例していると判断する。 昨今整備士不足が顕著となっている。不足の主たる理由は仕事の内容に対し賃金が見合わないということ。新しい車は、自動化や電動化等の機能が搭載され、整備士のなり手いないことが続けば、安全で安心な日本の車両インフラが保てない事になる。将来を担う優秀な人材を確保していくため産業・企業の魅力を高めていく必要がある。」旨の主張があった。</li> </ul>

使用者代表委員より、「今の新車の登録台数はピーク時の約半分。また、半導体不足等により新車の供給不足となっている。自動車販売会社としては、手の打ちようがない状況。中古車部門においても深刻な玉不足の状況にあり、仕入れコストが上昇し経営を圧迫している。ロシアのウクライナ侵攻以降企業物価が高騰し9%台の水準、車両価格が設定されている新車では価格転嫁が難しく企業経営は厳しい状況。賃上げの原資確保が困難な企業も少なくなく、最低賃金の引上げの水準には一定の限界がある。自動車小売業最賃適用事業場の業務業態は様々であり、一律に特定最賃の対象とするのも問題。今コロナ禍の異常事態においては、足元の景気回復に配慮しつつ、中小企業の経営実態を十分に踏まえた審議を行うべきである。最低賃金の引上げを行えば、これに耐えられなくなる企業の倒産・廃業を招きかねない。今は労使協力して事業の存続と雇用の維持を最優先すべきであり、今年度は最低賃金を引上げず現行の水準を維持すべきである。」旨の主張があった。

(7) 金額審議について

○労働者側より引上額32円を提示。

根拠は、地域別最賃に対する優位性。ここ10年、自動車小売業最低賃金の引上額は地域別最低賃金の引上額より少ない年があり、令和以降も地域別最賃引上額に比べて2円少なくなっており、これを解消するため。

○使用者側より引上額15円を提示。

根拠は、地域別最低賃金の引上額。経営環境を考慮すると引き上げの余地はないが、日本全体の最低賃金に関する動きを考慮し、地域別最低賃金の引上額の50%とした。

○合意に至らず。

(8) その他

事務局より、第2回目以降の審議日程について説明があった。